

### 酒類に関する公正な取引のための指針について

指針では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、以下のように酒類に関する公正な取引の在り方を提示し、全ての酒類業者が自主的に尊重することを求めています。

指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促しています。

#### (ルール1 合理的な価格の設定)

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも長期的にも合理的であり、合理性を欠く価格設定については改善していく必要がある。

#### (ルール2 取引先等の公正な取扱い)

取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的な理由がないにもかかわらず、取引先又は販売地域によって酒類の価格及び取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとならず、改善していくべきである。

#### (ルール3 公正な取引条件の設定)

大きな販売力を有するスーパーマーケット等が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ制作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられるため、改善していくべきである。

製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともあるため、製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

#### (ルール4 透明かつ合理的なリベート類)

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要であり、透明性及び合理性を欠くリベート類は廃止していく必要がある。

#### (ルール1)

##### 【販売価格の設定誤りなどがあった事例】

- ・ 小売業者であるIは、特売リベートを原資に値下げを行った特売期間が終了していたにもかかわらず、一部の商品についてレジへ設定している販売価格の変更を失念したため、総販売原価を下回る価格での販売となっていた。

- ・ 小売業者であるJは、店舗担当者が特売リベートを原資に特売価格を設定できる期間を誤認し、期間外であるにもかかわらず特売価格での販売を行っていたため、一部の商品について総販売原価を下回る価格での販売となっていた。

(ルール2)

**【価格差が取引数量の相違等の正当なコスト差によっていなかった事例】**

- ・ 製造業者であるKは、特定の地域の小売業者と取引をしている卸売業者に対してのみ、契約上、取引先である卸売業者が行う小売業者との間の製品配送や空容器回収に係る運賃の一部を負担するためのリベートを支払っていたが、そのリベートの支払条件の差は、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。
- ・ 卸売業者であるLは、販売先の業態（スーパーマーケットや業務用主体店など）の別に応じた価格設定を行っていたが、その価格差について明確な基準がなく、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。
- ・ 卸売業者であるMは、メーカー直送や店頭引取などの取引形態に応じた販売価格を設定していたが、特定の取引先に対しては、取引維持を図るため、相手方の求めに応じた値引きを行うことで、他の取引先よりも低い価格設定を行っていた。その価格差は、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。
- ・ 製造業者であるNは、全国展開しているスーパーマーケットやディスカウントストアでの自社製品のシェア維持・向上のため、特定の取引先に対してのみ、取引価格やその他取引条件について差別的な取扱いを行っていたが、その価格差や取扱いの差は、取引数量の相違等の正当なコスト差に基づくものではなかった。

(ルール3)

**【公正な取引条件の設定が妨げられていた事例】**

- ・ 小売業者であるOは、新規店舗オープン時に商品陳列作業等に従事させるため、仕入先等に対して対価を支払う旨を示した上で、仕入先等の従業員に対し、商品陳列作業等への従事を一方的に要求した。また、請求のない仕入先等にはその対価の支払いを行っていなかった。

(ルール4)

**【自社基準を遵守しなかった事例】**

- ・ 製造業者であるPは、自社基準の改定を行ったにもかかわらず、特定の取引先との取引維持を図るため、取引条件を見直さなかったことから、改定後の自社基準で定める上限額を超えるリベートを支出しており、透明性・合理性が認められなかった。

**【長年にわたる取引慣行を踏襲し、透明性・合理性を欠くリベートとなっていた事例】**

- ・ 製造業者であるQは、特定の取引先に対して、過去からの取引慣行に基づき取引先からの求めに応じたリベートを支出していたが、支出基準が明確でなく、透明性・合理性が認められなかった。